

新型コロナウイルス関連情報（ハンガリーの新たな国境措置）

12日、ハンガリー政府は、各国を感染状況に応じて3つのカテゴリに分類し、同カテゴリに従ってハンガリーへの入国を制限する新たな国境措置について政令等を発表しました。同措置の概要は以下のとおりです（7月15日午前零時より発効）。

なお、同カテゴリは毎週水曜日の政府対策本部において見直されます。

1. 全ての国は、新型コロナウイルスの感染状況に応じ、以下の3つのカテゴリに分類されます（黄色及び赤色の国が指定され、その他の国が緑色に分類）。
 - (1) 緑色：感染程度が低い国。
 - (2) 黄色：感染程度がやや深刻な国。
 - (3) 赤色：感染程度が深刻な国。

※各国のカテゴリについては、こちらを参照してください。

<https://magyarkozlony.hu/dokumentumok/c5f7b3f6959f8e2f23dd5a96a3817d28db9e2213/megtekintes>

2. 各カテゴリ毎の入国措置は次のとおりです。

(1) 緑色のカテゴリの国からの入国

ハンガリー人も外国人（非ハンガリー人）も、制限なく入国することができます。

(2) 黄色のカテゴリの国からの入国（日本は黄色に分類されています）

(ア) ハンガリー人及びその家族、並びにハンガリー政府の発行する滞在期間90日を超える有効な滞在許可証を所持する外国人は、入国時に健康診断（体温測定）を受けることにより、入国することができます。

(a) 健康診断の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合、当局指定の場所で隔離されます（感染リスクがない場合は自宅隔離）。

(b) 健康診断の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがない場合、入国者がハンガリー国内に住居乃至滞在場所を有している場合は14日間の自宅隔離、そうでない場合は、当局指定の場所での14日間の隔離となります。

(c) 14日間の隔離中、新型コロナウイルスに関する検査を2回申請することができ（検査の間は48時間空ける）、最初のテスト結果が陰性であった場合、隔離は解除されます。ただし、その場合でも2回目の検査を受ける必要があり、2回目の検査が陽性であった場合には、更に14日間の隔離が必要となります。なお、自宅隔離の場合は、対策本部のコールセンターやホームドクターに電話で検査を申し込み、自宅で検査を受けることとなります（検査結果は24時間以内に判明）。

(d) ハンガリーへの入国前5日以内に2回（検査の間は48時間空ける）の新型コロナウイルスに関する検査を受け、その証明書（ハンガリー語または英語）により感染していないことが証明できる場合には、14日間の隔離は免除されます。

(イ) 上記（ア）以外の外国人は、入国時に健康診断を受け、その健康診断の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがない場合は、入国することができます。この場合、当局指定の場所で14日間の隔離（感染リスクがない場合は自宅隔離）となります。なお、上記（ア）（c）及び（d）については同じとなります。

健康診断の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、入国することができません。

(3) 赤色のカテゴリの国からの入国

(ア) ハンガリー人及びその家族、並びにハンガリー政府の発行する滞在期間90日を超える有効な滞在許可証を所持する外国人は、入国時に健康診断を受けることにより、入国する

ことができます。なお、健康診断等に関しては、上記（２）（ア）に同じです。

（イ）上記以外の外国人は入国することができません。

3. 本件措置の主な例外措置は以下のとおりです。

- （１）グループ企業等の商用目的で、内務省が指定する国（黄色のカテゴリに分類されている国）から入国する者。
- （２）ハンガリーへの入国前６か月以内に、新型コロナウイルスに感染したことが診断書等により証明できる者。
- （３）陸路でハンガリーを経由して隣国等に移動する者（国家警察長官が定めるトランジットルートのみ通行することが可）。

国境検問所やトランジットルート等については、こちらを参照してください。

<http://www.police.hu/hu/hirek-es-informaciok/legfrissebb-hireink/hatarrendeszet/humanitarius-korridor-humanitarian-corridor>

4. その他

- （１）ハンガリーの永住許可証を有する者及びその家族は、ハンガリー人と同じ扱いとなります。
- （２）国家警察に対する特別入国許可の申請は、これまでどおり申請することが可能です。